

EQエドゥケーター認定資格に関する規約

本規約は、シックスセカンズジャパン株式会社（以下「6SJ 社」という。）が EQエドゥケーター1/2/3 認定資格保有者（第 1 条で定義される。以下同じ。）に対し、Six Seconds ,a501(c)3 corporation incorporated in California（以下「米国シックスセカンズ社」という。）の EQエドゥケーター1/2/3 認定資格（「米国シックスセカンズ認定 EQエドゥケーター1/2/3」をいう。以下同じ。）を付与することに関し、6SJ 社とEQエドゥケーター認定資格保有者との間の権利義務を定めることを目的としている。

EQエドゥケーター認定資格保有者は、6SJ 社から EQエドゥケーター認定資格を付与されるためには、本規約に同意する必要がある。

第1条 （定義）

- 1 「シックスセカンズ教材」とは、6SJ 社が実施する認定資格コースおよび 6SJ 社認定資格保有者向けに実施される継続学習ワークショップにて提示するプログラムおよび手法並びに6SJ 社が権利を許諾できるまたは管理しているあらゆる資料、カリキュラム、学習モデル、著作権、商標権、サービスマーク、商号、所有権および情報を意味する。
- 2 「EQエドゥケーター国際認定資格コース」とは、EQエドゥケーター認定資格を取得するために必要な研修をいう。
- 3 「EQエドゥケーター認定資格保有者」とは、本規約に基づき、6SJ 社からEQエドゥケーター認定資格を付与される者をいう。

第2条 （非独占的ライセンス）

- 1 6SJ 社はEQエドゥケーター認定資格保有者に対し、シックスセカンズ教材の使用に関し、本規約の規定に従って使用する限り、非独占的ライセンス（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。
- 2 EQエドゥケーター認定資格保有者は、自らが EQエドゥケーター認定資格を保有していることを示すときには「米国シックスセカンズ認定 EQ エドゥケーター1/2/3」と表示するものとする。
- 3 EQエドゥケーター認定資格保有者は、6SJ 社がシックスセカンズ教材に関するすべての所有権その他の利用権を保有していることを認めるものとする。
- 4 EQエドゥケーター認定資格保有者が第三者向けに実施するプログラムにおいて、シックスセカンズ教材が使用される場合には、当該プログラムにシックスセカンズ教材が使用されていることを明示しなければならない。
- 5 6SJ 社は EQエドゥケーター認定資格保有者に対し、理由の如何を問わず、60 日前に書面による通知により、本規約に基づくEQエドゥケーター認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく EQエドゥケーター認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止することができる。

第3条 （使用に関する条件）

EQエデュケーター認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用に関して、以下の条件に同意する。

- ① シックスセカンズ教材は教育現場、コミュニティにおいて無償で提供される場合のみ使用が認められる。有償、ビジネス等の利用目的において使用される場合にはEQプラクティショナーまたはSEI EQアッセッサーの認定資格を取得のうえ、6SJ社との「取引基本契約」を結ばなければならない。
- ② シックスセカンズ教材において猥褻または非常識なものを使用することは禁止し、個人、グループ、企業等に対して、差別的、不敬な態度をとってはならない。
- ③ 米国シックスセカンズ社および6SJ社の著作権、商標権その他の知的財産権を保護しなければならない。かかる義務の中には、転載、翻訳、複製その他複製を行わないことを含む。
- ④ 6SJ社の許可なくシックスセカンズ教材を改ざんしたり、複製したり、翻訳してはならない。

第4条 （期間と制限事項）

- 1 EQエデュケーター1/2/3認定資格の有効期間は、EQエデュケーター認定資格の付与日から2年間とし、第6条（EQエデュケーター認定資格の更新に関する必要事項）に基づき更新されるものとする。
- 2 本規約にかかる契約上の地位は、第三者に対して譲渡できないものとする。
- 3 本規約は、米国著作権法および国際的な著作権法下におけるあらゆる権利をEQエデュケーター認定資格保有者に対して譲渡するものではない。
- 4 本規約に基づく本ライセンスの許諾が終了した場合EQエデュケーター認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用を直ちにやめ、残存するシックスセカンズ教材を6SJ社に返還するものとする。なお、当該返還に要する費用はEQエデュケーター認定資格保有者が負担するものとする。

第5条 （EQエデュケーター認定資格の付与に関する必要事項）

EQエデュケーター認定資格の付与は、EQエデュケーター認定資格保有者が以下の事項を完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。

- ① 6SJ社の指定するEQエデュケーター認定資格セミナープログラムを修了すること
- ② 前号の研修終了後30日以内に、6SJ社が別途指定するプログラムを修了し、6SJ社に対してレポートを提出すること

第6条 （EQエデュケーター認定資格の更新に関する必要事項）

EQエデュケーター2/3認定資格の更新は、EQエデュケーター認定資格保有者が以下の事項を完了したことを前提として、6SJ社の裁量により行われる。具体的な更新手続は、別途6SJ社の定めるところによる。

- ① EQエデュケーター認定資格有効期間の間に、15時間の学習を行うこと。（なお、EQエデュケーター認定資格の更新に必要な学習時間には、以下の各項目に要した時間を参入することができる。）

- (ア) 6SJ 社主催の継続学習会、EQ カンファレンスへの参加受講
- (イ) フォローアップのための EQエドゥケーター認定資格コースの再受講
- (ウ) 実践レポート提出
- (エ) 自宅学習
- (オ) 認定者主催の勉強会・イベント参加
- (カ) 6SJ との共同プロジェクト

- ② EQプラクティショナー/SEI EQアセッサー認定資格取得者は、EQプラクティショナー/SEI EQアセッサー認定資格更新に関する必要事項に従うものとする。

第7条 (補償)

EQエドゥケーター認定資格保有者は、シックスセカンズ教材に関し、「現状のまま」提供されることに同意する。また、EQエドゥケーター認定資格保有者は、シックスセカンズ教材の使用が起因する全ての法的措置について、米国シックスセカンズ社およびその関連会社（6SJ 社を含む。）、役員、職員、ボランティア、研究者等に対する補償を行い、または彼らに当該法的措置が及ばないようにすることに同意する。

第8条 (EQエドゥケーター認定資格の停止等)

- 1 6SJ は、EQエドゥケーター認定資格保有者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに、本規約に基づく EQエドゥケーター認定資格を停止または更新を拒絶し、本規約に基づく EQエドゥケーター認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
 - ① 支払の停止があったとき、もしくは仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ④ その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 2 6SJ は、EQエドゥケーター認定資格保有者が第 3 条（使用に関する条件）各号の義務違反を犯した場合について、当該義務違反の是正の催告を行った後 30 日を経ても是正されないときは、本規約に基づく EQエドゥケーター認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく EQエドゥケーター認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
- 3 前 2 項の規定は、第 2 条第 4 項に規定する EQエドゥケーター認定資格の停止等の措置を妨げない。

第9条 (本規約の変更、終了)

- 1 6SJ 社は、同社の都合により、本規約の内容を変更し、または本規約に基づく権利付与その他一切のサービスを終了することができる。この場合には、6SJ 社のホームページ上に掲載するものとする。

- 2 6SJ 社は、本条第 1 項に基づいて行った措置により EQエドゥケーターに生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第10条（免責）

本規約または EQエドゥケーター 認定資格に関連して、EQエドゥケーターと第三者との間において生じた取引、紛争等については、6SJ 社は一切責任を負わないものとする。

第11条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約は、その成立、有効性、解釈および履行について、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本規約に関して生じた 6SJ とEQエドゥケーター間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附 則

第1条 (施行)

本規約は、令和 4年 3月 1 日に施行する。

(以下、本頁余白)